

江府町条例第 6 号

江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和8年3月23日

江府町長 白石祐治

江府町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

江府町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和46年江府町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第5条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額100分の120に相当する額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額とする。	第5条 議会の職員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額100分の120に相当する額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。